

令和3年度

泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

泉大津市監査委員

泉大監第43号
令和4年8月29日

泉大津市長 南出賢一様

泉大津市監査委員 池田 学

泉大津市監査委員 池辺貢三

令和3年度泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	5
第2	審査の期間	5
第3	審査の方法	5
第4	審査の結果	6
1	財政健全化判断比率	
(1)	総合意見	6
(2)	個別意見	6
(3)	是正改善を要する事項	7
2	資金不足比率	
(1)	総合意見	9
(2)	個別意見	9
(3)	是正改善を要する事項	10
資料		
	健全化判断比率の状況	11
	連結実質赤字比率等の状況	12
	実質公債費比率の状況	13
	将来負担比率の状況	14
	経常収支比率の状況	15
	資金不足比率に関する算定様式	17

令和3年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 令和3年度決算に基づく資金不足比率

水道事業会計

下水道事業会計

病院事業会計

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月29日から令和4年8月19日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類により照合を行い、必要に応じて関係当局者から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 財政健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された下記の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.60 (11.25～15.0)	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.60 (16.25～20.0)	30.00
③ 実質公債費比率	8.5	25.0	35.0
④ 将来負担比率	14.2	350.0	—

注：①②の早期健全化基準については、()内の範囲で市町村の財政規模により変動する値となる。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

一般会計等を対象とする当年度の実質赤字比率は黒字計上のため数値として表示していない。実質赤字比率は▲1.92%で前年度▲2.01%より0.09

ポイント下回っている。

(実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ② 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率）

一般会計、特別会計、公営企業会計を含む全会計を対象とした当年度の連結実質赤字比率も黒字計上のため数値として表示していない。

当年度の連結実質赤字比率は、▲20.76%となり前年度比率▲20.51%より0.25ポイント改善し、連結の実質収支額は3,719,012千円の黒字となり、前年度の連結実質黒字額3,543,399千円と比較すると175,613千円増加している。

(連結実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ③ 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合等を含む当年度の実質公債費比率（3ヵ年平均）は8.5%となっており、前年度8.7%より0.2下回っていることから改善が認められる。早期健全化基準の25.0%より下回っている。

- ④ 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合、地方公社、第三セクター等を含む当年度の将来負担比率は14.2%となっており、前年度29.3%より15.1ポイント下回っていることから改善が認められる。早期健全化基準の350.0%より下回っている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

当年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回っており、各指標上では健全化が認められる。しかしながら、普通会計における財政構造の弾力性をはかる指標となる経常収支比率は 91.0%で、前年度 94.0%より 3.0 ポイント改善したものの、財政の硬直化が懸念される。

また、今後は公共施設適正配置基本計画等に沿った施設の更新・長寿命化や新病院建設などの大きな投資事業を控えていることから、より一層の財政健全化への取組みと計画的な事業実施を強く望むものである。

2 資金不足比率(地方公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率)

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会計名	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	

(2) 個別意見

① 水道事業会計

資金剰余額が 2,839,517 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

② 下水道事業会計

資金剰余額が 286,149 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

③ 病院事業会計

資金不足額は前年度 152,316 千円から 0 円となり、資金不足比率は前年度 3.6% であったが、当年度は算出されないこととなった。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計については、一般会計から多額の繰入を行った結果、前年度資金不足比率 3.6%が解消され、資金不足が一定改善されているものの、単独会計としては資金的に大変厳しい経営状況下にあることに変わりない。

資金不足比率が国の定める経営健全化基準（20%）以上となった場合には、外部監査による審査及び議会の議決を経て経営健全化計画を策定・公表するとともに、確実な経営健全化への取り組みが求められることになる。

引き続き、医師及び医療の質の確保、患者数の増加等による収益増の取り組み、運営コストの削減等による一層の経営の効率化に加え、新病院の設立及び現市立病院の診療分野の特化による抜本的な医療体制の見直しにより、収支改善を確実なものとすることを強く要望するものである。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和3年度決算）

Vcr.03.06

(単位:%)					
地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
272060	大阪府	泉大津市	—	—	8.5
団体区分	3.市				14.2

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)					
標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.60	17.60	25.0
17,908,642	1,421,011	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和3年度決算）

VcJ.03.00

会計名		実質収支額 (分母比)	
一般会計	344,540	1.9	
土地取得事業特別会計	0		
一般会計等に属する特別会計			
一般会計等			
小計	344,540	1.9	
標準財政規模	17,908,642	100.0	
実質赤字比率(%)	-1.92	※	

会計名		資金不足・剩余额 (分母比)	
泉大津市病院事業会計	0	0	
泉大津市水道事業会計	2,839,517	15.9	
泉大津市下水道事業会計	286,149	1.6	
法適用企業			
宅地造成事業以外			
宅地造成事業			
小計	344,540	1.9	
標準財政規模	17,908,642	100.0	
実質赤字比率(%)	-1.92	※	
会計名	実質収支額 (分母比)		
国民健康保険事業特別会計	65,517	0.4	
介護保険事業特別会計	149,878	0.8	
後期高齢者医療特別会計	33,411	0.2	
法非適用企業			
宅地造成事業			
合計	3,719,012	20.8	
標準財政規模(再掲)	17,908,642	100.0	
連結実質赤字比率(%)	-20.76	※	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和3年度決算)

Ver.03.00

(参考)

総括表④ 将来負担比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

団体名 大阪府泉大津市

将来負担額

		（単位：千円）			
将来負担額		公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	設立法人の 負担額等 負担見込額	連結手当 負担見込額
地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額				
27,336,134	805,789	14,831,816	1,117,672	2,671,674	433,344

(分母比)

充当可能財源等

		（単位：千円）			
充当可能財源等		基準財政需要額 算入見込額	基準財政需要額 うち都市計画税	充当可能 特定歳入	充当可能 基金
8,905,316	7,880,536	7,575,735	28,215,699		
58	51	49	184		

(分母比)

- 14 -

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	—	A - B
47,196,429	307	45,001,551	293	2,194,878
				=
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	—	C - D
17,908,642	117	2,550,304	17	15,358,338
				100

連結実質 赤字額	第三セクターエ 独立行政法人 (組合補償、信託、貸付)
0	0

=

14.2

参 考

経常収支比率の状況【令和3年度決算】

経 常 収 支 比 率	91.0 %
-------------	--------

- ・ 経常収支比率 … 普通会計における財政構造の弾力性をはかる指標

21

公營企

2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

卷之三